

令和8・9年度姫路市業者登録申請に係る主な変更点

姫路市契約課

1 全業種共通の変更点

（1）業者登録名簿登載通知

名簿登載通知の送付は行いません（令和6年度追加登録分より通知を廃止しています）。

令和8年4月1日以降に姫路市ホームページの入札参加資格一覧でご確認ください。

（2）電子契約用メールアドレスの事前登録

電子契約の利便性向上のため、電子契約に利用するメールアドレスの事前登録ができるようになりました（※登録は任意です）。これまでどおり、案件ごとに電子契約利用申請書を提出して、電子契約を利用することも可能です。

業者登録申請の際に電子契約用のメールアドレスを登録することで、現在、案件ごとに提出している電子契約利用申請書の提出を省略可とする運用変更を行う予定です（令和8年4月1日以降に公告等を行う案件から）。

※電子契約に関して詳しくは、姫路市ホームページをご覧ください

（3）税務証明書の様式変更

令和7年10月14日、本市の税システム標準化に伴う税証明書の様式変更により、これまでの「納税証明書（業者登録用）」の発行ができなくなりました。それに伴い、提出していただく姫路市税の税務証明書の様式が変更になりました。

①滞納無証明書（姫路市に納税義務のある業者）

姫路市に納税義務のある業者は、「滞納無証明書」を提出してください。

②納税証明書（準市内業者）

準市内業者（※下表を参照）に該当する場合は、滞納無証明書に加えて、以下の税目の（姫路市税）納税証明書の提出が必要です。

法人の場合	直近事業年度の法人市民税の納税証明書
個人事業者の場合	令和7年度市県民税（普通徴収）又は固定資産税の納税証明書

※準市内業者の基準は以下のとおりです。

	法人	個人
準市内業者	姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	姫路市内に事業所があり、市県民税（普通徴収）、固定資産税のいずれかの市税が課されている者であって、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

2 建設工事に関する変更点

（1）申請要件の変更

これまで「建設工事の種類ごとに、直近の経営事項審査における審査対象事業年度に完成工事高のある者」を申請要件の1つとしていましたが、「建設工事の種類ごとに、直近の有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に完成工事高のある者」に変更したため、提出する総合評定値通知書に申請する建設工事の種類に2年平均又は3年平均の完成工事高があれば申請ができます。

上記要件の変更に伴い、「経営事項審査の工事種類別完成工事高」の提出は不要になりました。